

静岡市火災予防条例の一部改正案に対する市民意見募集結果について

1 意見募集の概要

静岡市火災予防条例の一部を改正するにあたり、静岡市市民参画の推進に関する条例第10条第1項の規定に基づき、その概要を公表し、市民の意見募集を実施しました。

2 意見募集期間

令和2年12月11日（金）から令和3年1月10日（日）まで

3 資料の閲覧・配布場所

市ホームページ、予防課、各区市政情報コーナー

4 意見の提出方法

郵送、ファックス、持参、市ホームページからの電子申請

5 募集結果

(1) 意見の提出状況

- ア 意見提出人数 1人
- イ 意見数 1件
- ウ 提出方法 電子申請

(2) 意見の概要及び市の考え方

| No | 意見 タイトル | 意見概要 | 市の考え方 |
|----|------------|--|---|
| 1 | 全体 | 静岡市においては地域の実情に応じた内容を定める必要性はないと考えるため、本改正に賛成します。 | 静岡市火災予防条例の一部改正についてご理解いただきありがとうございます。 必要な条例改正を行い、引き続き火災予防に努めてまいります。 |